

旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などを 受けた方とご家族へ

[請求期限]
令和12年1月16日

対象となる方は補償金等を受け取ることができます。

補償金の支給

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者【死亡している場合はその遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪）】

支給額：本人 1,500万円 配偶者 500万円
※事実婚などを含む

優生手術等一時金の支給

対象：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方

支給額：320万円
※上記の補償金を受給した場合も支給する

人工妊娠中絶一時金の支給

対象：旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方

支給額：200万円
※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

お問い合わせ先 /  秋田県 旧優生保護法補償金等 受付・相談窓口

専用電話

018-860-1431

(受付時間 月～金 8:30～17:15 土日祝日、年末年始を除く)

●ご希望があれば請求手続きを弁護士が無料でサポートします。
詳しくは相談窓口までお問い合わせください。

〒010-8570
秋田市山王四丁目1番1号 県本庁舎2階
保健・疾病対策課
ファックス：018-860-3821
メールアドレス：hoken@pref.akita.lg.jp

▼ WEB はこちら



制度に関する手話・
字幕付き動画はこちら
からご覧になれます。

